

太子町ふるさと納税推進事業協力事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税制度による太子町への寄付の促進及び町の魅力のPR、地域活性化のため、太子町外在住の寄付者へのお礼品として贈呈する商品やサービスの提供に協力いただく事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

2 協力事業者の要件

次の条件をすべて満たしている企業または個人事業者とします。

- (1) 各種法令及び条例等に沿った商品またはサービスの提供を行っていること。
- (2) 町税等の滞納がないこと。
- (3) 主たる事業所が町内にある企業または個人事業所であること。ただし、町長が特に町のPR等につながると認めた場合はこの限りではない。
- (4) 代表者や役員等が、太子町暴力団排除条例（平成25年3月25日条例第7号）第2条に規定する暴力団員、暴力団員等または暴力団員若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有し、取りまとめ業者との連絡が電子メールにて確実に取れる状態にあること。

3 お礼品の要件等

- (1) 次の条件をすべて満たしている商品またはサービスとします。
 - ア 町の魅力をPRでき、地域産業の振興につながる要素を持った商品であること。
 - イ 品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、期間限定及び数量限定で供給するものを除く。
 - ウ 飲食物の場合は、出荷後5日程度の賞味期限が保障されること。
 - エ 換金性の高いものや金額の記載のある優待券、旅行券等でないこと。
 - オ 関係法令（地方税法、総務省令、総務省告示等）で示される各基準に準じたものとする。
- (2) お礼品の価格は、商品代、梱包代、消費税等を含み、寄付金額の3割を限度とします。また、町において寄付金額に応じた区分を設定します。

4 協力事業者のメリット

- (1) ふるさと納税ポータルサイトホームページにお礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。
- (2) ふるさと納税パンフレット等においてお礼品の画像、商品名、事業者名が掲載されます。
- (3) お礼品発送時に、自社製品等のパンフレットを同封していただくことで、自社製品の販売促進、PRが可能です。

5 取りまとめ業者

効果的な運営、安心安全を考慮したお礼品の手配、顧客・配送等に係るデータの適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があるため、事業者を選定し取りまとめ業者として委託しています。

【委託事業者】

- ・株式会社さとふる（東京都中央区京橋2丁目2-1）
- ・株式会社JTB ふるさと開発事業部（大阪府大阪市中央区南本町2丁目6-12）

6 申込方法

太子町ふるさと納税推進事業協力事業者登録申込書に、必要事項を記入のうえご提出ください。

【申込先】 太子町総務部企画政策課 住所：671-1592 太子町鶴 280 番地 1
TEL：277-5998 FAX：276-3892 E-mail：kikaku@town.hyogo-taishi.lg.jp

7 協力事業者の選考方法

申込み内容や活動等を総合的に審査、判断の上、協力事業者を決定します。

8 個人情報の保護

協力事業者は、この事業による業務を遂行に係る個人情報の取り扱いについては、太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例及び関係法令を遵守してください。

9 その他留意事項

- (1) 協力事業者は、あらかじめ申し込みをし、町が決定した商品を変更・辞退する場合は、速やかに取りまとめ業者へ報告するものとします。
- (2) 協力事業者は、商品の品質等に関して、寄付者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容については取りまとめ業者へ報告するものとします。また、品質等による保証やクレーム対応については、町は一切責任を負いません。
- (3) 町は、登録された協力事業者及びお礼品が本要項 2 及び 3 に定める要件に適合しなくなったと認められる場合は、その登録を中止することがあります。

【事業イメージ】

